

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成25年 2月19日（火）

担当課：文化スポーツ部 スポーツ課

件 名：（仮称）大和市スポーツ推進計画の策定について	
提出理由：（仮称）大和市スポーツ推進計画の策定に伴い、スポーツ推進審議会へ諮問を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1 背景 ・国は H23 年 8 月にスポーツ振興法を 50 年ぶりに全部改正し、新たにスポーツ基本法（以下、法という）を制定した。法は、すべての人々にスポーツを楽しむ権利を初めて認めるとともに、地域スポーツの活性化をスポーツ振興の大きな柱とした。 ・本市ではこれまで、スポーツ振興に向け、スポーツ関係団体の活動支援や学校開放などを中心に地道な取り組みを行ってきた。 ・しかし、少子高齢化などの問題や、スポーツに対するニーズが多様化する中で、これまでと同様の方法では、市民へのスポーツの浸透が進まないことも懸念される。 ・今後は、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を進めることで、あらゆる世代の人々の交流を促進するとともに、市民の健康の維持増進を図ることが重要である。 2 計画の概要 (1) 基本的な考え方、位置づけ ・スポーツ基本法第 10 条第 1 項に基づき、国のスポーツ基本計画を参酌し、（仮称）大和市スポーツ推進計画を策定する。 ・第 8 次大和市総合計画の個別計画に位置付ける。 ・「健康創造都市やまと」の実現に向け、基本目標 6 「豊かな心を育むまち」を基本とし、本市におけるスポーツ環境の一層の充実を目指す。 ・地域をキーワードとしたスポーツ推進を図り、地域コミュニティの活性化、家族及び世代間の交流を通じて、地域の絆の創出を図る。 (2) 計画期間 ・総合計画との整合を図り、平成 25 年度から平成 30 年度までの 6 年間とする。	(3) 基本理念 ・「スポーツでつくろう 健康都市 やまと」を基本理念とし、スポーツの側面から、まち全体を健康にしていくことを目指す。 (4) 3つの視点及び施策の展開 ※__は、より積極的に展開を図っていく重点施策 ①「する」スポーツ 1. 総合型地域スポーツクラブの創設・普及 2. 子どものためのスポーツ活動の推進 3. 高齢者・障がい者のスポーツへの参加機会の拡大 4. 健康づくり意識と機会の拡大 5. だれもが参加できるスポーツイベントの開催 6. 競技スポーツへの支援 7. 市民サービス向上につながる施設運営 ②「みる」スポーツ 1. 集客性・話題性の高いスポーツイベントの開催 2. トップレベルの大会等の誘致 3. ホームタウンチーム等を盛り上げる応援 4. 観覧や大会誘致のための施設整備・改修 ③「支える」スポーツ 1. スポーツボランティアの確保・育成 2. スポーツ関係団体への支援 3. 子どものためのスポーツ活動の支援 4. 総合型地域スポーツクラブへの支援 5. スポーツ関連情報の提供 6. スポーツ活動に対する奨励・顕彰 7. ホームタウンチーム等を育成するための支援 8. スポーツ活動を支える場の提供、施設整備 (5) 取り組み方法等 ・施策の展開の中で設定する内容に基づき事業を実施する。 ・成果を計るために適切な指標を設定し、計画の進捗管理に使用する。 ・スポーツ推進審議会による点検、評価や市民アンケート調査を行い、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。
経 過 H23. 9～ 担当職員による庁内作業部会での協議 H23. 10～ 課長級職員による庁内策定委員会での協議、スポーツ推進に関するアンケート調査の実施（公共施設利用者、イベント参加者、e モニター登録者を対象）	今後の予定 H25. 4 教育委員会への意見聴取 H25. 5 スポーツ推進審議会への諮問・答申 H25. 6 市民意見公募手続きの実施 H25. 7 計画運用開始